## オープンカウンター方式による見積依頼について

オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出 を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

参加を希望される者は、以下の注意事項を熟読のうえ、各担当者へご連絡ください。

## <留意事項>

- 1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等について
  - (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
  - (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3)宮内庁における物品製造契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (4) (1)~(3)の他, 案件ごとに参加資格を設定している場合は,当該参加資格を有している者であること。 例) 平成 31・32・33(令和 1・2・3)年度 全省庁統一参加資格「役務の提供」 C, D など。
  - ※ 参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書及び見積書に関する諸条件に違反した見 積書は無効とする。
- 2. 問い合わせ先等について
  - ・ 一般的な事項 宮内庁長官官房主計課支出負担行為係(宮内庁代表電話 03-3213-1111)
  - ・具体的な事項 宮内庁ホームページに掲載された案件を確認し、記載された担当者へご連絡ください。
- 3. 契約の相手方及び契約金額について

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積した者を契約の相手方とする。

契約金額は、見積書に記載された当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

同額の見積書を提出した者が二者以上のときは、別途指定する日時においてくじを引かせ、契約の相手方を決定する。この場合、直接くじを引くことができない場合は、当該事務に関係のない職員が代わってくじを引き、契約の相手方を決定する。

4. 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します。なお、契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。

- 5. その他
  - (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
  - (2)都合により調達を中止する場合があります。
  - (3)使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (4)その他の手続きについては、一般競争入札の手続きを簡略化して準用するものとする。